

平成29年7月3日

報道各位

一般社団法人マンション管理業協会

「平成29年度 マンション維持修繕技術者試験」の実施について

一般社団法人マンション管理業協会(所在地：東京都港区、理事長：岡本潮)は、平成29年度マンション維持修繕技術者試験を下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

当協会の認定資格であります「マンション維持修繕技術者」は、マンションの維持・修繕に関して一定水準の知識と技術を有していることを審査・認定することにより、マンション建物・設備の維持保全に関する知識・技術及び対応力の向上を図り、もって円滑な共同居住に関する社会的な要請に応えることを目的としており、登録者数は平成29年6月30日現在で4,260名になります。

記

【実施概要】

1. 試験実施日時：平成30年1月21日(日) 13:15～17:00

2. 受験申込案内書配布期間及び受験申込受付期間(消印有効)

平成29年9月25日(月)～10月31日(火)

3. 受験資格：次の(1)から(4)のいずれか1つに該当する方が受験できます。

(1) 次の建築に関する課程(機械・電気・土木関係の課程も含む)を修業し、かつ建築・設備に関する所定の実務経験年数を有する者

① 大学(修業4年)・・・・・・・・・・卒業後1年以上の実務経験

② 短期大学(修業3年)・・・・・・・・・・ 〃 2年 〃

③ 短期大学(修業2年)・・・・・・・・・・ 〃 3年 〃

④ 高等専門学校(修業5年)・・・・・・・・ 〃 3年 〃

⑤ 一般高卒以上を対象とする専修学校、各種学校(修業2年)・・・ 〃 3年 〃

⑥ 一般高卒以上を対象とする専修学校、各種学校(修業1年)・・・ 〃 4年 〃

⑦ 工業高校(修業3年)・・・・・・・・・・ 〃 5年 〃

⑧ ⑤および⑥を除く中卒以上を対象とする

専修学校・各種学校(修業2年)・・・・・・・・ 〃 6年 〃

(2) 建築に関する課程以外を修業し、8年以上の建築関連実務経験を有する者

(⇒裏面に続きます)

(3) 次のいずれかの資格等を保有する者

- ① 大規模修繕コンサルタント実務研修修了者^(注1)
- ② マンション維持修繕技術専門課程研修受講者^(注2)
- ③ 一級建築士又は二級建築士
- ④ 技術士（建設部門・文部科学省認定資格）
- ⑤ 建築設備士
- ⑥ 区分所有管理士試験合格者
- ⑦ 管理業務主任者試験合格者^(注3)
- ⑧ マンション管理士試験合格者

(注1) 平成11年6月から平成14年7月まで（6回実施）の研修修了者

(注2) 平成15年度から平成29年度に開催するマンション維持修繕技術専門課程研修の受講者

(注3) 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」附則第5条の規定に基づく講習（移行講習。平成14年4月で終了）修了者を含む。

(4) 当協会理事長が上記に掲げる前各号と同等以上と認める者（審査にて承認）

4. 試験方法：択一式試験(四肢択一式・全50問)及び記述式試験

5. 試験出題範囲：マンションの維持修繕に係る一般建築・設備知識、修繕知識、区分所有法等法律関連知識、管理組合対応知識 等
出題の根拠となる法令等は、平成29年4月1日現在施行されているもの

6. 試験開催地：東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

7. 受験料：10,800円（消費税込）

8. 合格発表日：平成30年2月16日（金）

【 受験申込案内書について 】

受験申込案内書は平成29年9月25日（月）より当協会ホームページに掲載いたします。

(URL <http://www.kanrikyo.or.jp/iji/siken.html>)

以 上

一般社団法人 マンション管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階

理事長：岡本 潮

設立：昭和54年10月

会員数：362社（平成29年6月30日現在）

本件お問い合わせ先：一般社団法人 マンション管理業協会(本部) 試験研修部 担当：前野
電話：03-3500-2720(月～金：9時～17時) FAX：03-3500-1261
協会ホームページ：<http://www.kanrikyo.or.jp/>